

第34号議案

令和4年9月15日
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和4年9月13日付4議事第170号及び令和4年9月13日付4議事第171号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

I 令和4年9月13日付4議事第170号による照会

議案名
1 第178号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
意見
異議ありません。

II 令和4年9月13日付4議事第171号による照会

議案名
1 第174号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2 第175号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
3 第176号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
4 第177号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
5 第181号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
6 第182号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7 第184号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意見
異議ありません。

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<p>育児休業をすることができない職員 第2条第1号</p> <p>イ(1)</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p>	<p>【非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備】</p> <p>○ 文言整備 「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」 →「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員」</p> <p>○ 非常勤職員の育児休業に係る「子の1歳6か月到達日まで」任用されないこと等が明らかでないとする要件について、子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日まで」と緩和</p> <p>○ 規定整備（非常勤職員が育児休業できる場合を整理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する場合 1歳到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の3第3号に掲げる場合に該当して1歳到達日の翌日を初日とする育児休業をしようとするもの ・ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する場合 1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に掲げる場合に該当して1歳6か月到達日の翌日を初日とする育児休業をしようとするもの <p>○ 文言整備 「非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」 →「非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」</p>

<p>育児休業法第2条第1項の条例で定める日 第2条の3第3号</p> <p>イ（新設）</p> <p>ロ（繰下げ）</p> <p>ハ（繰下げ）</p> <p>ニ（新設）</p>	<p>【非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備】</p> <p>1歳から1歳6か月までの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は1歳6か月到達日まで取得可能</p> <ul style="list-style-type: none"> （・第3条第7号（任期更新時）に該当するとき →ロ及びハに該当する場合に取得可能 ・人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情があるとき →ハに該当する場合に取得可能） <ul style="list-style-type: none"> ・1歳到達日の翌日（配偶者が育児休業する場合にあってはその末日とされた日の翌日以前の日）を初日とする育児休業をしようとする場合 <p>※夫婦交替での取得等が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員又は配偶者が1歳到達日において育児休業をしている場合（文言整備） ・1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合（現行のとおり） ・1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合
<p>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合 第2条の4</p> <p>第1号（新設）</p> <p>第2号（繰下げ）</p> <p>第3号（繰下げ）</p> <p>第4号（新設）</p>	<p>【非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に伴う規定整備】</p> <p>1歳6か月から2歳までの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は2歳に達するまで取得可能</p> <ul style="list-style-type: none"> （・第3条第7号（任期更新時）に該当するとき →第2号及び第3号に該当する場合に取得可能 ・人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情があるとき →第3号に該当する場合に取得可能） <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月到達日の翌日（配偶者が育児休業する場合にあってはその末日とされた日の翌日以前の日）を初日とする育児休業をしようとする場合 <p>※夫婦交替での取得等が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員又は配偶者が子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合（現行のとおり） ・1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合（現行のとおり） ・1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
<p>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間 第2条の5（削除）</p>	<p>【法改正に伴う規定整備】</p> <p>削除の上、第3条の2を新設</p>

<p>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</p> <p>第3条第5号(削除)</p> <p>第5号(繰上げ)</p> <p>第6号(繰上げ)</p> <p>第7号(繰上げ)</p>	<p>【法改正に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定を削除 ○ 第5号削除に伴う号の繰上げ <ul style="list-style-type: none"> ・第6号→第5号 ・第7号→第6号 ・第8号→第7号 ○ 再度の育児休業の対象について、「非常勤職員」の任期更新等があった場合とする規定を「任期を定めて任用された職員」（非常勤職員の他、任期付職員等を含む。）の任期の更新等があった場合に拡大
<p>育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間</p> <p>第3条の2(新設)</p>	<p>【法改正に伴う規定整備】</p> <p>原則2回までの育児休業に加え、子の出生後2回取得できる育児休業の期間を、<u>子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間</u>とする</p>
<p>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</p> <p>第7条第6号</p>	<p>【法改正に伴う規定整備】</p> <p>育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定(第3条第5号)の削除に伴い、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正</p>
<p>施行期日</p> <p>附則第1項</p>	<p>令和4年10月1日</p> <p>ただし、次項の規定は公布の日(令和4年9月20日予定)</p>
<p>経過措置</p> <p>附則第2項</p>	<p>育児休業の請求は条例の施行の日前においても行うことができる。</p>
<p>経過措置</p> <p>附則第3項</p>	<p>施行の日前に「育児休業等計画書」を提出した職員に対する再度の育児休業及び育児短時間勤務の適用は、なお従前の例による。</p>

(参考) 育児休業制度の改正概要 (令和4年10月1日施行予定)

対象	項目		現行	改正案	改正規定
常勤職員	子が3歳に達するまで	取得回数	原則1回	原則 <u>2</u> 回	法律
	子の出生後8週間※以内	取得回数	1回	<u>2</u> 回	法律
非常勤職員	子が原則1歳に達するまで	取得回数	原則1回	原則 <u>2</u> 回	法律
	子の出生後8週間※以内	取得回数	1回	<u>2</u> 回	法律
		取得要件	子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない	子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない	条例
子が1歳以上1歳6か月未満又は1歳6か月以上2歳未満の期間	対象期間を子の1歳6か月到達日まで等とする要件	子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合等	夫婦交替での取得や、 <u>特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする</u>	条例及び条例施行規則	
常勤職員・非常勤職員	再度の育児休業	育児休業等計画書	育児休業等計画書により申し出た場合に再度の育児休業の取得が可能	<u>削除</u>	条例
任期を定めて任用された職員	再度の育児休業		対象が非常勤職員に限られる	<u>任期付職員等も非常勤職員と同様の取扱いとする</u>	条例

※子の出生後8週間→子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<p>育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限</p> <p>第10条の2第1項</p> <p>第2項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <p>○ 育児を行う職員の深夜勤務の制限について、配偶者（事実婚を含む。）が「東京都規則で定める者に該当する場合」は対象外とする規定に、「パートナーシップ関係の相手方」で「東京都規則で定める者に該当する場合」も対象外とする規定を追加</p> <p>「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」</p> <p>→ 「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」</p> <p>○ 要介護者に「パートナーシップ関係の相手方」を追加</p> <p>○ 第1項の改正に伴う読替規定の整備</p>
<p>規定整備</p> <p>第10条の2の2</p> <p>第1項</p> <p>第2項</p> <p>第10条の3第1項</p> <p>第2項</p>	<p>○ 超過勤務の免除・制限の要件のうち、「東京都規則で定める者を除く」とする規定について、東京都規則の定めは削除されているため、条例から削除</p> <p>「3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」</p> <p>→ 「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」</p>
<p>施行期日</p> <p>附則</p>	<p>令和4年11月1日</p>

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

「2」と同様の改正を行う。

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
扶 養 手 当 第10条第2項第1号 第3項第1号 第11条第3項第3号 第4号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 扶養手当の支給要件となる扶養親族の定義に、「パートナーシップ関係の相手方」を追加
住 居 手 当 第11条の3 第1項第2号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 住居手当（単身赴任手当を支給されている職員が配偶者等が居住するための住居を借り受け、家賃を負担している場合）の支給要件となる住居に、「パートナーシップ関係の相手方」が居住する住居を追加
単 身 赴 任 手 当 第12条の2 第1項 第2項	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 単身赴任手当の支給要件となる同居の者に、「パートナーシップ関係の相手方」を追加
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

5 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「4」と同様の改正を行う。

6 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
用語の定義 第2条第1項第7号 第8号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 扶養親族及び遺族の定義に、「パートナーシップ関係の相手方」を追加
旅費の支給 第3条第2項 第7号 第8号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 ○ 支給対象者に「パートナーシップ関係の相手方」を追加 ○ 職員が外国の在勤地で死亡した場合に支給される旅費の支給先に「パートナーシップ関係の相手方」を追加 ○ 外国在勤の職員の配偶者が当該職員の在勤地で死亡した場合に支給される旅費の支給要件に「パートナーシップ関係の相手方」の死亡を追加
死亡手当 第40条第3項第1号 第2号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 外国在勤の職員に支給される死亡手当の支給事由に「パートナーシップ関係の相手方」の死亡を追加
施行期日 附則	令和4年11月1日

7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
遺族の範囲及び順位 第4条第1項	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 遺族の第一順位に職員の死亡の当時の「パートナーシップ関係の相手方」を追加
失業者の退職手当 第13条第8項第2号 第5号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 ○ 雇用保険法に規定する寄宿手当の相当額の支給要件となる同居の者に、「パートナーシップ関係の相手方」を追加 ○ 雇用保険法に規定する移転費の相当額の支給要件となる同居の者に、「パートナーシップ関係の相手方」が対象となるよう読替規定を追加
施行期日 附則第1項	令和4年11月1日
経過措置 附則第2項	第13条第8項において施行日前に支給すべき事由が生じた場合 →従前の例による

8 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
放射線業務従事手当 第8条第1項	【工業高等学校の名称変更に伴う改正】 「 <u>都立の工業高等学校</u> 」→「 <u>工業に関する学科を設置する都立の高等学校</u> 」
有害薬品取扱手当 第12条第1項	【工業高等学校の名称変更に伴う改正】 「 <u>工業高等学校の工業化学科その他の学科</u> 」→「 <u>高等学校の工業に関する学科</u> 」
施行期日 附則	令和5年4月1日

4 議事第 170 号
令和 4 年 9 月 13 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 4 年第 3 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 178 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

4 議事第 1 7 1 号
令和 4 年 9 月 1 3 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 4 年第 3 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 7 4 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 7 5 号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 7 6 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 1 7 7 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例
- 5 第 1 8 1 号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例
- 6 第 1 8 2 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第 1 8 4 号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（10頁）
- 5 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（12頁）
- 6 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（14頁）
- 7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（16頁）
- 8 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（18頁）

第七十八号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「次のいずれか」を「非常勤職員であつて、次のいずれか」に、「非常勤職員以外」を「もの以外」に改め、同号イ(1)中「一歳六か月到達日」という。）の下に「（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、当該期間の末日から六月を経過する日）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下ロにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第一号ハを次のように改める。

ハ その養育する子が一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、第二条の四に掲げる場合に該当して当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第一号ニ中「、当該育児休業に係る子について」を削り、「が更新され」を「を更新され」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き任用される日」を「任用の日」に改める。

第七十八号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第二条の三第三号中「養育するため、」を「養育する」に改め、「当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「するとき」を「する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中口をハとし、同号イ中「（当該非常勤職員が」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこ

の号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四中「ため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合にあっては第三号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて任用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き任用される日」を「任用の日」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間とする。

第七条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第一号イからニまでに規定する非常勤職員からの育児休業の承認の請求、同条例第二条の三第三号に掲げる場合及び同条例第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員からの育児休業の承認の請求、同条例第三条第七号に掲げる事情による育児休業の承認の請求並びに同条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をした職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第五号及び第七条第六号の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）の改正に伴い、再度の育児休業の取得に係る要件を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第百七十七号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第二項中「、配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第十条の二の二第一項及び第二項並びに第十条の三第一項及び第二項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

第百七十七号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第十五号）の施行を踏まえ、介護休暇等の対象となる要介護者に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第百八十一号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する証明を受けたパートナースhip関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）」を加え、同条第二項中「、配偶者」の下に「若しくはパートナースhip関係の相手方」を、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する証明を受けたパートナースhip関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナースhip関係の相手方」という。）」を加える。

第十一条の二の二第一項及び第二項並びに第十一条の三第一項及び第二項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

第百八十一号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第十五号）の施行を踏まえ、介護休暇等の対象となる要介護者に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第七十四号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十一条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十一条の三第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、「、配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十二条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

（提案理由）

第七十四号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、扶養手当の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第百八十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十三条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十三条の三第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、「、配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十四条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

（提案理由）

第百八十二号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、扶養手当の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第百七十五号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、「配偶者及び」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び」に改め、同項第八号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第二項中「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第八号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第四十条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、旅費の支給の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第七十六号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第五号中「同条第二項」の下に「（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第八項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同

項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族の範囲に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第百八十四号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都立の工業高等学校」を「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」に改める。

第十二条第一項中「工業高等学校の工業化学科その他の」を「高等学校の工業に関する」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百八十四号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（11頁）
- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（14頁）
- 5 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（18頁）
- 6 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（22頁）
- 7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（25頁）
- 8 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（27頁）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>イ（現行のとおり）</p> <p>(1) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、当該期間の末日から六月を経過する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に任用されることが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>ロ その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下ロにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該</p>	<p>第一条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ（略）</p> <p>(1) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に任用されることが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2)（略）</p> <p>ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子が一歳に達する日（以下この号及び第二条の三において「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p>

子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ハ その養育する子が一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、第二条の四に掲げる場合に該当して当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ニ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

二及び三 (現行のとおり)

第二条の二 (現行のとおり)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日

ハ 第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ニ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

二及び三 (略)

第二条の二 (略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 (略)

一及び二 (略)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日)と当該地方等育児休業の期間の末

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前

号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶

日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

（新設）

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業

者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ハ (現行のとおり)

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める特別の事情がある場合にあつては第三号に掲げる場合に該当する場合)とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等

の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ロ (略)

(新設)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(新設)

育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二及び三 (現行のとおり)

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削除)

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

(削除)

五及び六 (現行のとおり)

七 任期を定めて任用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする

一及び二 (略)

(新設)

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)

第二条の五 育児休業法第一条第一項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (略)

一から四まで (略)

五 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六及び七 (略)

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ

育児休業をしようとする事。

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、
育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の
翌日までの期間とする。

第四条から第六条まで (現行のとおり)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない
場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第七条 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児
短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三
月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員
が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により
当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書に
より任命権者に申し出た場合に限る。)

七 (現行のとおり)

第八条から第十九条まで (現行のとおり)

と。

(新設)

第四条から第六条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない
場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第七条 (略)

一から五まで (略)

六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児
短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三
月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員
が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により
当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により
任命権者に申し出た場合に限る。)

七 (略)

第八条から第十九条まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第十条まで（現行のとおり）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第十条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パート</p>	<p>第一条から第十条まで（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第十条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>

ナードシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認められた地方公共団体のパートナードシップに関する制度による証明を受けたパートナードシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナードシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十条の二の二 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十条の二の二 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員〔当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。〕が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子を養育する職員〔当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。〕が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

<p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第十条の三 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、東京都規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第十条の四から第二十条まで (現行のとおり)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第十条の三 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、東京都規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。)」が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第十条の四から第二十条まで (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第十一条の二 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パート</p>	<p>第一条から第十一条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第十一条の二 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>

ナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十一条の二の二 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十一条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十一条の三 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることので

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第十一条の二の二 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十一条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十一条の三 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、教

きない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (現行のとおり)

第十一条の四から第二十一条まで (現行のとおり)

育委員会規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)」が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十一条の四から第二十一条まで (略)

<p>第一条から第九条の三まで （現行のとおり） （扶養手当） 第十条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第九条の三まで （略） （扶養手当） 第十条（略）</p>
<p>2（現行のとおり） 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。） 二から六まで（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり） 一 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等（前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。以下同じ。）六千円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるもの（以下「行（一）四級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶</p>	<p>2（略） 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>3（略） 二から六まで（略） 一 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。以下同じ。）六千円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるもの（以下「行（一）四級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 三千円（</p>

者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 三千円)

二 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第十一条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行(一)四級相当職員が行(一)四級相当職員以外のものとなった場合

四 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行(一)四級相当職員以外のものがある行(一)四級相当職員となった場合

五 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第十一条の二 (現行のとおり)

(住居手当)

第十一条の三 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第十二条の二第二項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。))が、公舎等で東京都規則で定めるものに居住する職員を

二 (略)

4 (略)

第十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一及び二 (略)

三 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行(一)四級相当職員が行(一)四級相当職員以外のものとなった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行(一)四級相当職員以外のものがある行(一)四級相当職員となった場合

五 (略)

4 (略)

第十一条の二 (略)

(住居手当)

第十一条の三 (略)

一 (略)

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者(配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。))が、公舎等で東京都規則で定めるものに居住する職員を除く。(のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

除く。)のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払っているもの

2及び3 (現行のとおり)

第十二条 (現行のとおり)

(単身赴任手当)

第十二条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の東京都規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、三万円(東京都規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居との間の交通距離等(以下単に「交通距離等」という。)が東京都規則で定める基準以上である職員にあつては、その額に七万円を超えない範囲内で交通距離等の区分に応じて東京都規則で定める額を加算した額)とする。

る者で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払っているもの

2及び3 (略)

第十二条 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の東京都規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して東京都規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、三万円(東京都規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離等(以下単に「交通距離等」という。)が東京都規則で定める基準以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離等の区分に応じて東京都規則で定める額を加算した額)とする。

3及び4 (現行のとおり)
第十三条から第二十三条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第七まで (現行のとおり)

3及び4 (略)
第十三条から第二十三条まで (略)
別表第一から別表第七まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第十一条の三まで（現行のとおり）</p> <p>第十二条（現行のとおり） （扶養手当）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）</p> <p>二から六まで（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等（前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。以下同じ。）六千円（教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの（以下「教育五級相当職員」という。）の扶養親</p>	<p>第一条から第十一条の三まで（略）</p> <p>第十二条（略） （扶養手当）</p> <p>2（略）</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>二から六まで（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。以下同じ。）六千円（教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの（以下「教育五級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 三千円）</p>

族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 三
千円)

二 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第十三条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育五級相当職員が教育五級相当職員以外の場合

四 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育五級相当職員以外の場合

五 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第十三条の二 (現行のとおり)

(住居手当)

第十三条の三 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方)のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の

二 (略)

4 (略)

第十三条 (略)

2 (略)

3 (略)

一及び二 (略)

三 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育五級相当職員が教育五級相当職員以外の場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育五級相当職員以外の場合

五 (略)

4 (略)

第十三条の二 (略)

(住居手当)

第十三条の三 (略)

一 (略)

二 第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの(配偶者(配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。)が、公舎等

最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。）が、公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払っているもの

2及び3 (現行のとおり)

第十四条 (現行のとおり)

(単身赴任手当)

第十四条の二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴

い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、三万円(教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居との間の交通距離等(以下単に「交通距離等」という。))が教育委員会規則で定める基準以上である職員にあつて

で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、満三十四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額一万五千元以上の家賃を支払っているもの

2及び3 (略)

第十四条 (略)

(単身赴任手当)

第十四条の二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴

い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、三万円(教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離等(以下単に「交通距離等」という。))が教育委員会規則で定める基準以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範

は、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離等の区分に応
じて教育委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3及び4 (現行のとおり)

第十五条から第二十五条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

区内で交通距離等の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加
算した額)とする。

3及び4 (略)

第十五条から第二十五条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （用語の意義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一から六まで（現行のとおり）</p> <p>七 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の實現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナシップに関する制度による証明を受けたパートナシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナシップ関係の相手方」という。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者又はパートナシップ関係の相手方及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>八 遺族 職員の配偶者又はパートナシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>九（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （用語の意義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一から六まで（略）</p> <p>七 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>九（略）</p>

2及び3 (現行のとおり)

(旅費の支給)

第三条 (現行のとおり)

2 職員、その配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一から六まで (現行のとおり)

七 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者又はパートナースhip関係の相手方及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

八 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3から6まで (現行のとおり)

第四条から第三十九条の二まで (現行のとおり)

(死亡手当)

第四十条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 外国在勤の職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方が第三条第二項第八号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、次に規定する額による。

2及び3 (略)

(旅費の支給)

第三条 (略)

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一から六まで (略)

七 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

八 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3から6まで (略)

第四条から第三十九条の二まで (略)

(死亡手当)

第四十条 (略)

2 (略)

3 外国在勤の職員の配偶者が第三条第二項第八号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、次に規定する額による。

<p>一 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が第三十八条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が第三十八条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第四十一条から第四十四条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一及び別表第二 (現行のとおり)</p>	<p>一 配偶者が第三十八条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 配偶者が第三十八条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>4 (略)</p> <p>第四十一条から第四十四条まで (略)</p> <p>別表第一及び別表第二 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （遺族の範囲及び順位）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者</p> <p>二から四まで（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第四条の二から第十二条まで（現行のとおり） （失業者の退職手当）</p> <p>第十三条（現行のとおり）</p> <p>2から7まで（現行のとおり）</p> <p>8（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略） （遺族の範囲及び順位）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第四条の二から第十二条まで（略） （失業者の退職手当）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2から7まで（略）</p> <p>8（略）</p> <p>一（略）</p>

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三及び四 （現行のとおり）

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）に規定する移転費の額に相当する金額

六 （現行のとおり）

9から14まで （現行のとおり）

第十四条から第二十五条まで （現行のとおり）

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三及び四 （略）

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 （略）

9から14まで （略）

第十四条から第二十五条まで （略）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり）</p> <p>（放射線業務従事手当）</p> <p>第八条 放射線業務従事手当は、工業に関する学科を設置する都立の高等学校に勤務する給与条例第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が、エックス線装置を操作して、研究又は実習の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（有害薬品取扱手当）</p> <p>第十二条 有害薬品取扱手当は、都立の高等学校の工業に関する学科において実習を補助する実習助手が、健康に有害な薬品に接し、若しくは薬品を使用することによって発生する有害なガスの中で、常時、実習の補助業務に従事したとき又は都立の高等学校の農業に関する学科若しくは東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略）</p> <p>（放射線業務従事手当）</p> <p>第八条 放射線業務従事手当は、都立の工業高等学校に勤務する給与条例第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が、エックス線装置を操作して、研究又は実習の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p> <p>（有害薬品取扱手当）</p> <p>第十二条 有害薬品取扱手当は、都立の工業高等学校の工業化学科その他の学科において実習を補助する実習助手が、健康に有害な薬品に接し、若しくは薬品を使用することによって発生する有害なガスの中で、常時、実習の補助業務に従事したとき又は都立の高等学校の農業に関する学科若しくは東京都立青梅総合高等学校総合学科において本務として実習の業務を行う主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは実習助手が、健康に著しく有害な農薬の散布に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第十三条から第二十一条まで（略）</p>